

新型コロナウイルス感染症を「5類感染症」に位置付けた後も、
患者や医療機関等への支援を継続するよう求める意見書

政府は、今年の5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを、季節性インフルエンザと同じ「5類」へ移行する方針を決めた。これに伴い、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の診療に対応できる体制や入院調整を医療機関の間で実施する体制への移行が段階的に進められていく。一方、医療費の自己負担部分に対する公費支援の段階的な見直しのほか、医療機関に対する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取り扱い、高齢者施設等への検査・医療支援等の段階的な見直しについても、今後検討がなされることとなっている。

しかし、治療薬の有効性が十分に確立していない現状を鑑みれば、感染症対策は今後も必須であり、国民の自発的な感染予防を促進し、適切な医療・介護を提供するため、患者の受け入れやコロナ対策にかかった経費への財政支援は継続すべきである。

よって、国会及び政府においては、新型コロナウイルス感染症を「5類感染症」に位置付けた後も、患者や医療機関並びに高齢者施設への支援を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）3月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに山口 かずさ
山口かずさ議員及び市民ネットワーク北海道石川さわ子議員